

# Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス ニュース

## 平成23年度税制改正案 外国人投資促進税制

### Contents

1. 社債的受益権の配当及び償還差益に係る非課税措置
2. 証券貸借取引に係る現金担保利子及び有価証券賃借料等の非課税化
3. その他の改正項目
  - (1) 外国年金信託の信託財産に含まれる振替公社債の利子の非課税制度
  - (2) 任意組合等の組合財産、受益者等課税信託の信託財産として有する振替公社債に係る利子の非課税のための手続き

平成22年12月16日に、平成23年度税制改正大綱が公表され、大綱では、金融庁から要望が出されていた外国人投資家から我が国に対する投資を促進させるための税制改正案が含まれています。特に、イスラム金融の活用を想定した特定目的信託の社債的受益権に関する利子等の非課税措置や、現金担保付債券貸借取引に係る現金担保に対する利子等の非課税措置は注目を集めています。本号では、非居住者等の投資所得に関連する項目について紹介します。

なお、税制改正法案は、年明けの通常国会で審議され、3月末までに衆議院、参議院を通過するのが例年の流れとなっていますので、今後の国会の法案審議の過程において、一部項目につき、追加修正等が行われる可能性があることに留意する必要があります。

本号は、平成22年12月時点の情報に基づいて執筆しています。

平成23年度税制改正の内容については、平成23年6月号以降のニュースレターをご確認ください。

## 1. 社債的受益権の配当及び償還差益に係る非課税措置

平成22年度税制改正において、非居住者等が受領する振替社債等の利子等に係る非課税措置が導入されましたが、多大な資金力を有するイスラム投資家は宗教上の理由から金利を受領することが禁止されているため、我が国の法人はイスラム投資家に対して通常の社債等を発行することができません。そこで、一般にイスラム投資家からの資金を活用する際には、イスラム債(スーク)と呼ばれる債券が使用されていますが、我が国における仕組みとして、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の社債的受益権(予め定められた金額の分配を受ける種類の受益権をいいます。)を利用することが想定されています。

金融庁の平成23年度税制改正要望項目の説明資料によれば、我が国でのイスラム債発行スキームとして想定されているのは、①事業者が保有資産を信託譲渡して特定目的信託を設定し、②その特定目的信託が発行する社債的受益権を取得して、③その社債的受益権をイスラム投資家に譲渡する。④事業者は特定目的信託から信託譲渡した資産のリースバックを受け、⑤特定目的信託に対して、リースバックを受けた資産に係るリース料を支払う。さらに、⑥特定目的信託はその受領したリース料を原資としてイスラム投資家に対して社債的受益権の配当を支払う、というものです。

現行税制上、特定目的信託は法人課税信託に分類され(法第29条の二ホ)信託レベルで法人課税の対象となりますが、分配可能利益の90%超の金額を配当する等一定の要件を充足する場合に限り、その配当を損金の額に算入することが認められる(措法68の3の2)など、特定目的会社と類似した取扱いがなされています。また、非居住者等に対して支払われる社債的受益権に係る配当は、配当所得として15%の税率で源泉徴収することとされています(措法8の2③)が、今回の改正案では振替社債等の利子等の課税の特例制度における特定振替社債等の範囲に含めることにより、収益の分配及び償還差益を非課税とすることとされています。これまで法人課税信託に該当するために特定目的信託はほとんど例を見ませんでした。イスラム投資家の資金の受け皿として利用の拡大が見込まれています。

なお、この改正は、原則として、資産流動化法の一部を改正する法律の施行日以後にその計算期間が開始する特定目的信託の社債的受益権の収益の分配について適用することとされています。

## 2. 証券貸借取引に係る現金担保利子及び有価証券貸借料等の非課税化

現金担保付証券貸借取引を行う際の担保金には付利されるのが一般的ですが、この場合の金利は、現行税制上、我が国の国内源泉所得(利子所得)として取り扱われ、原則として源泉徴収の対象となっています。また、貸し出された証券について支払われる貸借料も国内に所在する資産の運用保有所得として国内源泉所得に該当するため、源泉徴収の対象にはならないものの、受領する法人が法人税の申告義務を有することとなります。これらの所得を非課税とする租税条約を締結する国の居住者である外国金融機関であれば、我が国において課税されることはありませんが、それ以外の外国金融機関にとっては、証券貸借取引を活用しづらい状況となりました。

そこで、我が国の短期金融市場への外国金融機関等の参加を促進し、市場の活性化を図ることを目的として、今回の改正案では、外国金融機関等に対して支払われる現金担保に係る利子及び有価証券の貸借料のうち一定の要件を充足するものを非課税とするほか、債券現先取引に係る利子の課税の特例制度の対象となる債券の範囲に、振替地方債、振替社債等、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権及び証券貸借取引の対象となる上場株式等を含むこととされています。

なお、この改正は、平成23年4月1日以後に開始する債券現先取引、証券貸借取引につき支払いを受ける利子及び貸借料等について適用することとされています。

### 3. その他の改正項目

#### (1) 外国年金信託の信託財産に含まれる振替公社債の利子の非課税制度

外国の法令に基づいて設定された信託で退職年金等信託に類するもの(受益者等課税信託に該当するものに限ります。)のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの(以下、「外国年金信託」といいます。)の信託財産である振替公社債につき生じる利子については、当該外国年金信託の受託者が支払いを受けるものとみなして、振替公社債の利子に関する非課税制度を適用することとされます。

この改正は、平成23年4月1日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子について適用することとされています。

#### (2) 任意組合等の組合財産、受益者等課税信託の信託財産として有する振替公社債に係る利子の非課税のための手続き

非居住者又は外国法人が民法に規定する組合契約その他これに類する契約による組合(外国におけるこれらに類するものを含みます。以下、「任意組合等」といいます。)の組合財産又は受益者等課税信託(上記の外国年金信託を除きます。)の信託財産として有する振替公社債につき支払を受ける利子については、当該非居住者又は外国法人が行う手続きに加え、当該任意組合等の代表者又は当該受益者等課税信託の受託者がすべての組合員等(組合員又は受益者等)の氏名等、各組合員等の分配割合等を記載した届出書及び当該任意組合等又は当該受益者等課税信託の契約書の写しを特定振替機関等又は適格外国仲介業者を通じて所轄税務署長に提出する場合その他一定の手続きを行う場合に限り、非課税制度の適用を受けることができることとされます。

この改正は、平成23年4月1日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子について適用することとされています。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

## Contact

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

#### BTS, ファイナンシャル サービス グループ

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Ernst & Young

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20101216-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害について一切の責任を負いません。